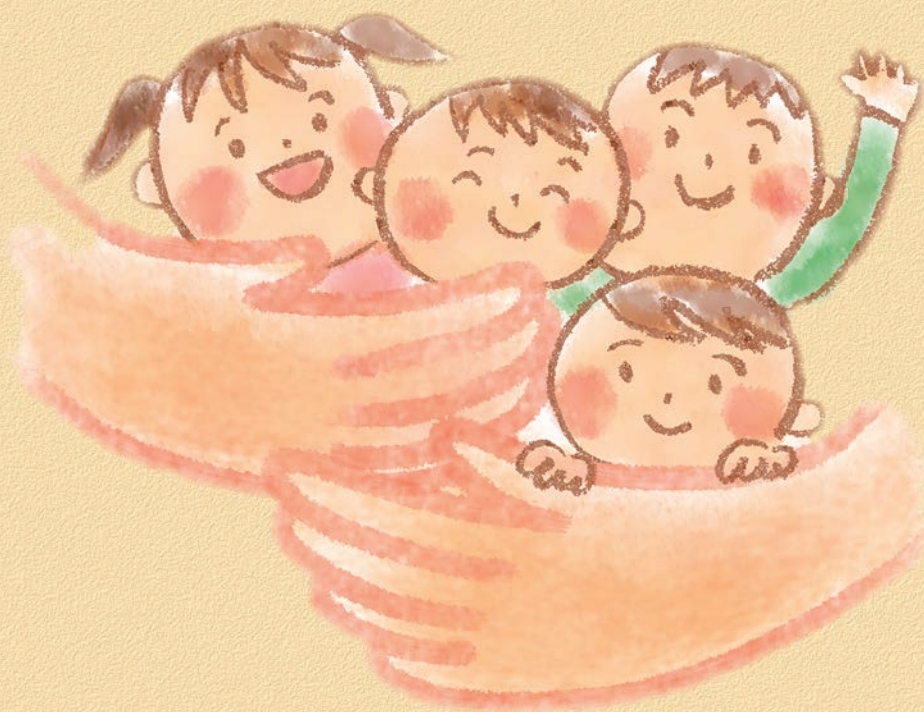


保存版

子ども虐待防止・早期発見のための

# 佐賀市子どもを守る地域ネットワーク 通告・相談マニュアル



オレンジリボンには  
子ども虐待を防止するという  
メッセージが込められています。

佐賀市子育て支援部こども家庭課

令和3年5月改訂



子どもへの虐待相談対応件数は全国的に増加の一途をたどっており、重篤な虐待事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっています。

佐賀県内においても平成 28 年に児童の死亡事例が発生しており、佐賀県社会福祉審議会における検証報告書（平成 30 年 11 月）では、虐待通告が適切になされなかったことが問題点のひとつとして指摘されています。

本市に寄せられる虐待通告においても、虐待の確証がないことや通告者が特定される恐れ等の理由により、タイミングが遅れる事例が度々みられます。

虐待の確証は要りません。通告の情報源は秘匿します。通告者が特定されそうな場合は関係機関との綿密な協議を行います。

虐待かもしれないと思ったときは、このマニュアルを活用し、速やかに通告・相談いただきますようお願いします。

# も く じ

	児童虐待とは	.....	P 1
	児童虐待の影響	.....	P 2
	通告・相談のポイント	.....	P 3
	1 学校や保育園など子どもが通っている機関からの通告・相談	.....	P 3
	・子どもや保護者が気になるときは	.....	P 3
	・性的虐待を疑うときは	.....	P 3
	・傷あざを発見したときは	.....	P 4
	2 近隣・知人等からの通告・相談	.....	P 5
	・「虐待かも」と思ったときは	.....	P 5
	虐待に関する通告・相談窓口の役割	.....	P 5
	日頃の観察から通告までの流れ	.....	P 6
	通告後の対応	.....	P 7
	虐待に関する通告・相談先	.....	P 7
	発見者の通告義務及び個人情報の保護に関する関係法令	.....	P 8
	虐待リスクのチェックリスト	.....	P 10

## 児童虐待とは

児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という)の第2条で、「児童虐待」は、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの)が児童(18歳に満たない者)に対し、下の一覧の4つの行為をすることと定義しています。

虐待の種別	児童虐待の具体的な例
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>■殴る・蹴る ■激しく揺さぶる ■やけどを負わせる</li> <li>■溺れさせる ■首を絞める ■食事を与えない ■戸外やベランダ等に締め出す</li> <li>■部屋に閉じ込める ■意図的に子どもを病気にさせる</li> </ul>
ネグレクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>■適切な医療者のいない環境下での出産 ■子どもの遺棄、置き去り、放置</li> <li>■慢性的な栄養失調や体重増加不良</li> <li>■必要な医療や健診・予防接種等を受けさせない</li> <li>■必要な食事や衣服・衛生環境等を与えない ■ライフラインが止まっている</li> <li>■登校・登園させない ■夜間や長時間子どもだけを置いて外出する</li> <li>■監護不十分なことによるケガが多い ■子どもに子どもの世話をさせる</li> </ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもの面前での配偶者等への暴力、自傷行為 ■刃物を使って威嚇する</li> <li>■言葉による脅かしや脅迫 ■無視や拒絶的な態度</li> <li>■子どもの自尊心を傷つける言動</li> <li>■塾や家庭学習等の極端な無理強い ■きょうだい間で差別的な扱いをする</li> <li>■「生まなければよかった」「死ね」「出ていけ」等の発言がある</li> </ul>
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子どもへの性交、性的行為をする ■子どもの性器を触る又は触らせる</li> <li>■子どもに性器や性交、性的描写を見せる ■ポルノグラフィーの被写体とする</li> <li>■子どもに対して卑猥な言葉を発する ■性的描写を子どもの見える状態に放置する</li> <li>■子どもに違和感があっても一緒に入浴することを強要する</li> </ul>

### メモ

「虐待の定義はあくまでも子ども側の定義であり、親の意図とは無関係です。その子が嫌だから、憎いから、意図的にするから虐待というものではありません。親は一生懸命であっても、その子をかわいいと思っても、子どもの側にとって有害な行為であれば虐待なのです。」

(小林美智子、1994※日本子ども虐待防止学会 JaSPCAN 会長当時 / にじいろグループ専門職テキスト 2017 より)

## 児童虐待の影響

虐待は子どもの成長発達や人格形成に重大な影響を及ぼします。  
虐待の頻度が高いほど、また期間が長いほどその影響は大きくなります。

### ●からだへの影響

- ・頭や顔などの外傷、原因不明のケガ、やけど
- ・頭蓋内出血等の外から見えない傷
- ・愛情不足により成長ホルモンが抑えられ、低身長、体重増加不良（成長発育曲線から外れた状態や横ばい）
- ・栄養障害 等

### ●知的発達への影響

- ・落ち着いて学習できない生活環境の影響により、知的発達が遅れ学業不振に
- ・優しい語りかけや遊び、やりとりをしないことにより、知的発達を阻害
- ・暴言や暴力の目撃等心理的な影響により脳が傷つき、知能指数が下がり、記憶力も下がる等

### ●精神発達への影響

- ・視線が合わない、表情が乏しい、笑わない
- ・言葉が出なくなる「緘黙」、パニック、気分がコロコロ変わる「気分易変」、多重人格、解離性同一性障害
- ・自分だけが愛されていないと思う「被害念慮」等

### ●心理的な影響

- ・他人との安定した関係が築けない、人との関わりが嫌い
- ・自分が悪いからと考えるようになり、自己肯定感を持ってない
- ・暴力で問題解決を図ることを学習し、攻撃的、衝動的となる
- ・多動、うつ、不安、自傷行為、過食、浪費、自殺企図、PTSD、非行、性逸脱行動
- ・アルコール、薬物、買い物、盗癖等の依存症 等

（厚労省 / 子ども虐待対応の手引き、友田明美 / 学術記事 / いやされない傷 - 児童虐待と傷ついていく脳参考）

## 子どもへの体罰は法律で禁止されています

（児童虐待防止法 第14条第1項、児童福祉法第33条の2第2項 及び 第47条第3項）

- ・「しつけ」と称した暴力を受けた末、命を落とす子どもが後を絶たない中、児童虐待防止法と児童福祉法の改正法が令和2年4月施行されました。法に「児童のしつけに際して、体罰を加えてはいけません」と明記されました。
- ・体罰とは「身体の苦痛や不快感を与える行為」と定義されています。体罰は子どもの権利を侵害する行為であるだけでなく、子どもの発達に負の影響を及ぼすことが明らかになっています。
- ・しつけのためには褒めたり、認めたり、気分転換させる等、体罰によらない子育てが必要です。

- 〈体罰の例〉①注意したが、言うことを聞かないので頬やお尻を叩いた  
②嘘をついたので長時間正座させた  
③宿題をしなかったので夕御飯を与えなかった

### メモ

#### ●脳に刻まれる「癒されない傷」

激しい体罰による脳の前頭前野の萎縮、暴言暴力による聴覚野の拡大、性的虐待による視覚野の萎縮、両親のDV目撃による視覚野の萎縮などが研究から明らかになってきた。こうした脳の損傷は後遺症となり、将来にわたって子どもに影響を与える。トラウマ体験からくるPTSD、記憶が欠落したりする解離など、その影響は計り知れない。

（友田明美 / 福井大学子どものこころの発達研究センター教授・副センター長、医学博士 / 2018、マルトリートメント特別講演会資料より）

## 通告・相談のポイント

### 1 学校や保育園など子どもが通っている機関からの通告・相談

#### ポイント1 子どもや保護者が気になるときは…

「早期発見のためのチェックリスト」のような状況がみられる場合のほか、心配や気になる場合は、「虐待リスクのチェックリスト」（P10～12）も活用し、速やかに通告・相談をお願いします。虐待の確証は要りません。間違いであっても責任は問われません。

#### 早期発見のためのチェックリスト

**★ひとつでも該当した場合は、直ちに市、児童相談所へ通告してください。**

- 子ども自身あるいは保護者が保護や救済を求めており、訴える内容が切迫している
- 確認には至らないものの、性的虐待が強く疑われる
- 慢性的にあざや火傷（タバコや線香、熱湯など）がみられる
- 頭部や顔面、腹部のあざや傷がみられる
- 親が子どもにとって必要な医療処置をとらない（必要な薬を与えない、乳児の下痢を放置するなど）
- 子どもにすでに重大な結果が生じている（性的虐待、致命的な外傷、栄養失調、乳幼児の体重減少、衰弱、医療放棄等）

（H30.11.28 佐賀県男女参画・こども局長通知「早期発見のためのチェックリスト（保育所・幼稚園等用）」一部改変）

#### ポイント2 性的虐待を疑うときは…

子どもや保護者から性的虐待と思われる相談があった場合、様々な人が何度も子どもに聞くのは負担になったり、次第に曖昧になってしまう危険性があります。「誰が」「何を」のみ確認したら、速やかに児童相談所に通告しましょう。

#### 通告を判断するポイント

1. 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
2. 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
3. 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
4. 通告は守秘義務違反に当たらないこと

（R2.6月改訂版 文部科学省 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引きより抜粋）

#### 学校・教職員、児童福祉施設、病院、児童の福祉に職務上関係のある者の役割、責務

- ・虐待の早期発見に努めること（努力義務）〔児童虐待防止法第5条第1項〕
- ・虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）〔児童虐待防止法第6条〕
- ・虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）〔児童虐待防止法第5条第2項〕
- ・虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）〔児童虐待防止法第5条第3項〕

### ポイント3 傷あざを発見したときは…

以下の①～⑨を実施してください。

- ・保護者が加害を認めている場合や育児の困り感を抱えている場合は、支援的対応により再発防止を図ることができる可能性があります。  
保護者に寄り添って話を聞いた上で市への相談を勧めていただくか、市への情報提供に同意を得ていただくようお願いします。
- ・学校や保育施設等からの通告は、地域、近隣住民等からの通告とは異なり、通告した機関が特定される可能性が高いです。  
何らかの機会（入学・入園案内やお便り等）を通じて、日頃から報告（通告）義務について周知しておくのも一つの方法です。

#### 傷あざを発見したときは…

- ① 傷あざの部位やサイズ、程度がわかるように写真を遠目、近目に撮る。
- ② 写真が難しいときはスケッチし、大きさも記録しておく。
- ③ できるだけ早く通告・相談先まで連絡する。対応を協議します。
- ④ 保護者に「このケガはどうしたんですか（いつ、どこで、だれが、どのようにして）」と尋ね、記録する。
- ⑤ 子どもが話せれば、どうしたのか誘導的ではなく尋ね、記録する。
- ⑥ きょうだいや事情がわかるようであれば尋ね、記録する。
- ⑦ 保護者がやってしまったと話されたときは、事情をきき、体罰によらない方法を伝え、話してくれた保護者の相談にのれる体制をつくる。
- ⑧ 保護者が子どもを怒鳴る・叩く・蹴るところを目撃した場合も「どうしたんですか」とやさしく声をかけ、上記⑦の対応を。
- ⑨ 早期支援につなげるため、情報提供の同意をできるだけ得てください。  
保護者が加害を認めている場合や困り感を抱えている場合は、市に相談することを勧めていただくか、情報提供することに同意を得ていただくようお願いします。  
市は速やかに保護者と関わることができ、早期支援につなげやすくなります。

#### ※同意が得られそうにない保護者の場合

保護者が加害を認めず、子どもに口止めしたり、学校等に対して威圧的な要求等が予想される場合には、市や児童相談所等と事前に綿密な協議を行った上で連携した対応を図る必要があります。まずはご相談ください。

#### ※定期的な情報提供を依頼している要保護児童・要支援児童（支援対象児童）について

支援対象児童の所属する学校や保育施設については、定期的な情報提供をお願いしているところですが、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象児童から虐待に関する証言が得られた、帰宅を嫌がるなど、**虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに通告**してください。

## 2 近隣・知人等からの通告・相談

### ポイント 「虐待かも」と思ったときは…

具体的な日時や内容等を書き留めるなどして、通告・相談先（P7）に情報提供を行いましょう。

#### ～通告・相談の具体的な内容～

##### ●子どもの氏名や年齢、住所など

- ・住所がわかれば住所、不明の場合は、「〇〇アパートの2階道路側の部屋」など可能な限り特定できる情報を提供。
- ・虐待を受けている子どもの氏名や性別、年齢など

##### ●どのような虐待か（内容、程度、頻度、時間帯など）

- ・どのような虐待を受けているか。気になる子どもや保護者の状況。
- ・泣き声や怒鳴り声、締め出されているなどの場合は、具体的な時期や時間帯。
- ・誰からの虐待か、父か、母か、その他の家族か。子どもを守る協力者はいるかなど。

##### ●現在の子どもの状態

- ・通告時点で虐待を受けている最中か、そうでないかなど、現時点の子どもの状態。
- ・子どもに傷あざ、けががある場合はその程度など。

##### ●調査・支援の糸口となる情報

- ・その子どもやきょうだい児が在籍している保育所、幼稚園、学校など。

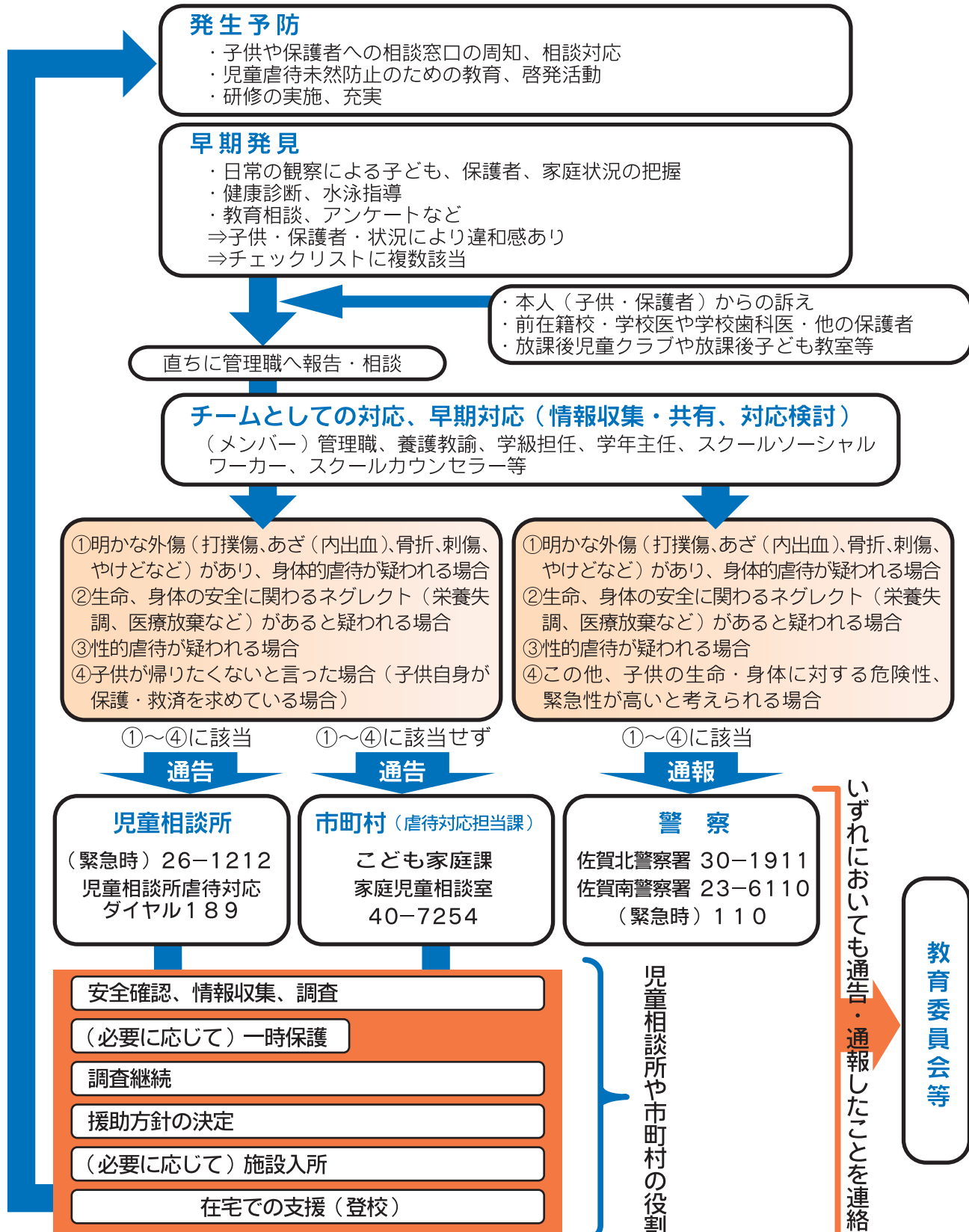
## 虐待に関する通告・相談窓口の役割

<b>児童相談所</b> 児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供を受け、子供と家族の状況の把握、対応方針の検討を行った上で、一時保護の実施や保護者への指導、来所によるカウンセリング、家庭訪問による相談助言、里親委託、児童福祉施設への入所措置など必要な支援・援助を行う。県が運営・管理。	<b>市（こども家庭課 家庭児童相談室）</b> 児童虐待通告や学校等の関係機関からの情報提供、また、育児不安に対する相談に応じるとともに、市町村に設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関として、支援を行っている子供の状況把握や支援課題の確認、並びに支援の経過などの進行管理を恒常的に行い、自ら相談支援を行うことはもとより関係機関がその役割に基づき対応に当たれるよう必要な調整を行う。
<b>警察</b> 110番通報や児童相談所等の関係機関からの情報提供を受け、関係機関と連携しながら子供の安全確保、保護を行うとともに、事案の危険性・緊急性を踏まえ、事件化すべき事案について厳正な捜査を行う。	

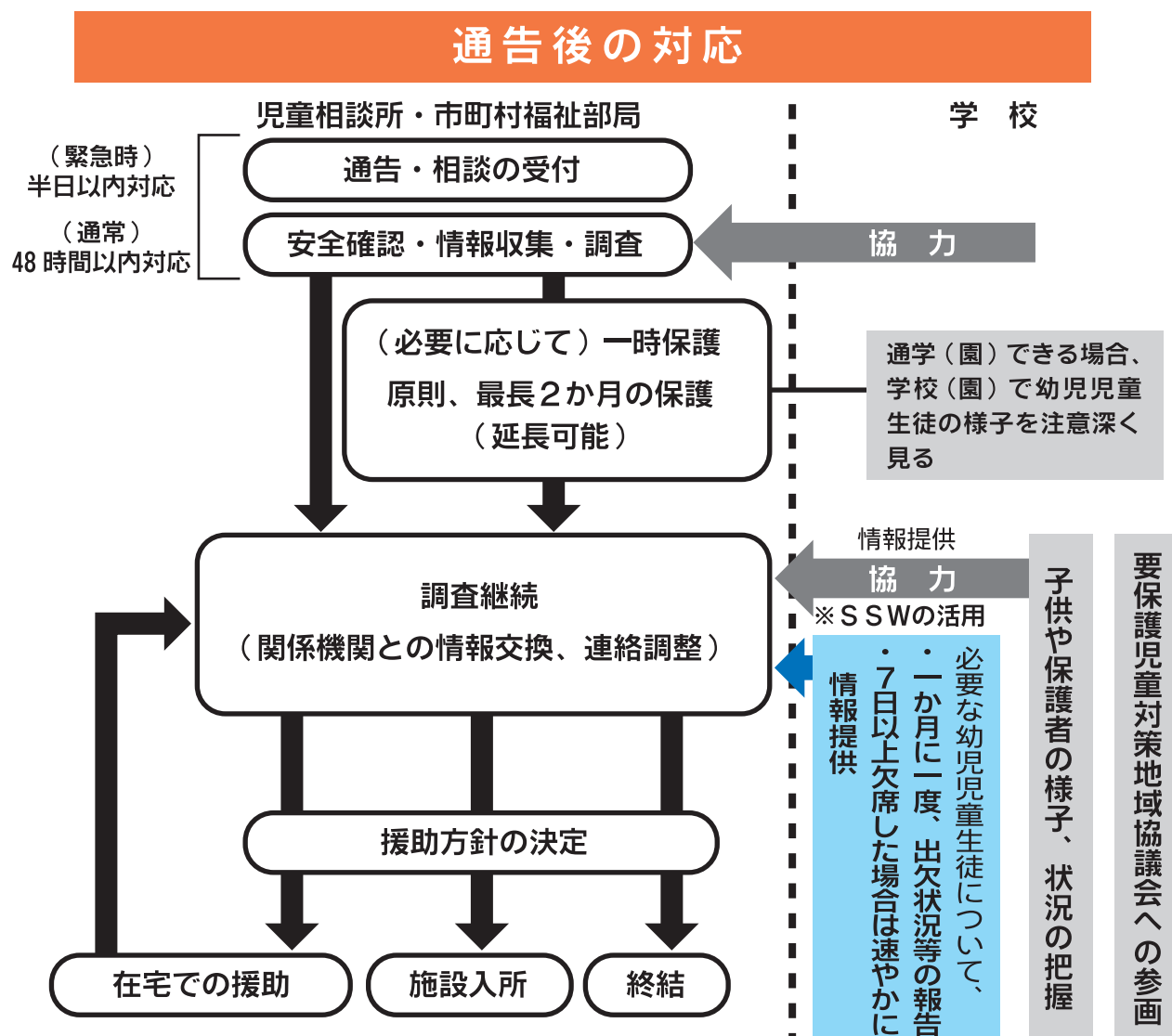


# 日頃の観察から通告までの流れ

## 学校における虐待対応の流れ ～通告まで～



## 通告後の対応



R2.6改訂版 文部科学省 学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き一部改変

## 虐待に関する通告・相談先

内容	通告・相談先	電話番号	受付時間
児童虐待、ネグレクト、 病気などで育児ができない、 養育不安等	佐賀市家庭児童相談室	40-7254	平日 8:30~17:15
SBSや不自然な子どもの 骨折・熱傷・頭部外傷 など重度の虐待を疑う時 性的虐待を疑う時	佐賀県中央児童相談所	26-1212 または ☎189	児童虐待通告は 24時間 365日対応
子どもがいる家庭から殴ら れているような音や怒鳴り声 が聞こえる、乳幼児が長時間 放置されているなど危険性・ 緊急性が高い虐待が疑われ るとき	佐賀北警察署	30-1911	緊急通報は 24時間 365日対応
	佐賀南警察署	23-6110	
		または ☎110	



## 発見者の通告義務及び 個人情報の保護に関する関係法令

### ◎ 虐待の早期発見（児童虐待防止法 第5条）

学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

### ◎ 要保護児童発見者の通告義務（児童福祉法 第25条）

要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

### ◎ 児童虐待に係る通告義務（児童虐待防止法 第6条第1項）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

### ◎ 通告義務は守秘義務に優先（児童虐待防止法 第6条第3項）

刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

### ◎ 要支援児童等の情報提供（児童福祉法 第21条の10の5）

病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、要支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するように努めなければならない。

### ◎ 要保護児童対策地域協議会の調査権（児童福祉法 第25条の3）

協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

### ◎ 協議会からの情報提供等の求めへの応答の努力義務（児童福祉法第25条の3第2項）

関係機関等は、前項の規定に基づき、情報提供その他の協力の求めがあった場合には、これに応ずるように努めなければならない。（R2. 4. 1 施行）

**Q 通告や情報提供は守秘義務違反になりませんか？**

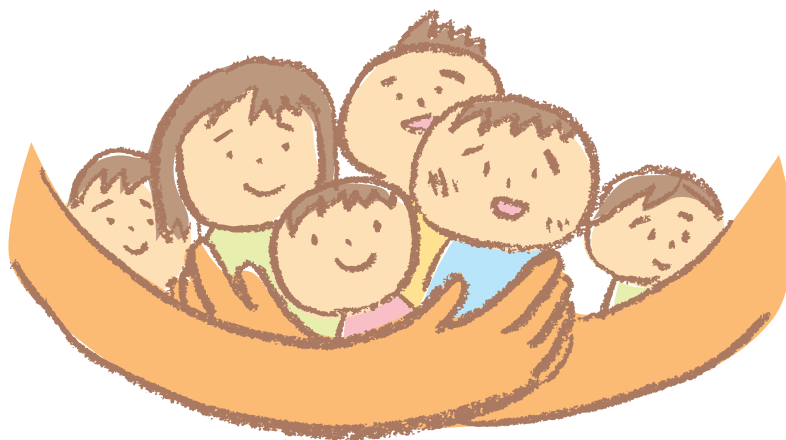
**A** 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第16条及び第23条においては、本人同意を得ない個人情報の目的外利用や、提供を禁止していますが、虐待防止法第6条等や同法第21条の10の5の規定により児童相談所や市町村に通告・情報提供する場合は、個人情報保護法第16条第3項第1号、及び第23条第1項第1号に規定する「法令に基づく場合」に該当し、例外的に本人の同意を得ないで情報を提供しても個人情報保護違反になりません。

**◎協議会の職務に関して知り得た秘密に関する守秘義務（児童福祉法第25条の5）**

要保護児童対策地域協議会における支援対象児童等に関する情報の共有は、支援対象児童等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、地域協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく地域協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

**◎罰則（児童福祉法第61条の3）**

守秘義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられる。



## 「虐待リスクのチェックリスト」(特定妊婦用)

出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦(特定妊婦)の様子や状況例

- このシートは、特定妊婦かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
- 様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「特定妊婦」に該当する可能性があります。
- 支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。

	☑欄	様子や状況例
妊婦・ 出産	妊婦等の年齢	18歳未満 18歳以上～20歳未満かつ夫(パートナー)が20歳未満 夫(パートナー)が20歳未満
	婚姻状況	ひとり親 未婚(パートナーがいない) ステップファミリー(連れ子がある再婚)
	母子健康手帳の交付	未交付
	妊婦健診の受診状況	初回健診が妊娠中期以降 定期的に妊婦健診を受けていない(里帰り、転院等の理由を除く)
	妊娠状況	産みたくない。 産みたいが、育てる自信がない。 妊娠を継続することへの悩みがある。 妊娠・中絶を繰り返している。
	胎児の状況	疾病 障害(疑いを含む) 多胎
	出産への準備状況	妊娠の自覚がない・知識がない。 出産の準備をしていない。(妊娠36週以降) 出産後の育児への不安が強い。
妊婦の 行動・ 態度等	心身の状態(健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) 自殺企図、自傷行為の既往がある。 アルコール依存(過去も含む)がある。 薬物の使用歴がある。 飲酒・喫煙をやめることができない。 身体障害がある。(身体障害者手帳の有無は問わない)
	セルフケア	妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない。 妊婦の衣類等が不衛生な状態
	虐待歴等	被虐待歴・虐待歴がある。 過去に心中の未遂がある。
	気になる行動	同じ質問を何度も繰り返す、理解力の不足がある。(療育手帳の有無は問わない) 突発的な出来事に適切な対処ができない。(パニックをおこす) 周囲とのコミュニケーションに課題がある。
家族・ 家庭の 状況	夫(パートナー)との関係	DVを受けている。 夫(パートナー)の協力が得られない。 夫婦の不和、対立がある。
	出産予定児のきょうだいの状況	きょうだいに対する虐待行為がある。(過去または現在、おそれも含む) 過去にきょうだいの不審死があった。 きょうだいに重度の疾病・障害等がある。
	社会・経済的背景	住所が不確定(住民票がない)、転居を繰り返している。 経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安 夫婦ともに不安定就労・無職など 健康保険の未加入(無保険な状態) 医療費の未払い 生活保護を受給中 助産制度の利用(予定も含む)
	家族の介護等	妊婦または夫(パートナー)の親など親族の介護等を行っている。
	サポート等の状況	妊婦自身の家族に頼ることができない。(死別、遠方などの場合を除く) 周囲からの支援に対して拒否的 近隣や地域から孤立している家庭(言葉や習慣の違いなど)
	【その他 気になること、心配なこと】	

## 「虐待リスクのチェックリスト」(乳幼児期用)

**虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【乳幼児期】**

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。
- 様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
- 支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

	☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便秘などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。 大人の顔色を伺ったり、接触をさげようとする。
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に気がなくなる。
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関われず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動	担任教諭、保育士等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	保護者への態度	保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
	登園状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。
保護者の様子	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。
	心身の状態(健康状態)	精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	幼稚園、保育所等との関わり	長期にわたる欠席が続く、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
	住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラムがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
	サポート等の状況	近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。
【その他 気になること、心配なこと】		

	☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産	

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。

## 「虐待リスクのチェックリスト」(学齢期以降)

**虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等(「要支援児童等」)の様子や状況例【学齢期以降】**

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも目安の一つとしてご利用ください。  
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。  
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、子どもの居住地である市町村に連絡をしてください。

		☑欄	様子や状況例
子どもの様子	健康状態		不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。(学齢期に発現する夜尿は要注意)
	精神的に不安定		警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげよとしたりする。
	無関心、無反応		表情が乏しく、受け答えが少ない。 ボーっとしている、急に力がなくなる。
	攻撃性が強い		落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 大人に対して反抗的、暴言を吐く。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。
	孤立		友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。
	気になる行動		担任の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。
	反社会的な行動(非行)		深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。
	保護者への態度		保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。
	身なりや衛生状態		からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れている。 虫歯の治療が行われていない。
	食事の状況		食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。
登校状況等		理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 きょうだいの面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがらない。	
保護者の様子	子どもへの関わり・対応		理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限をしている。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。
	きょうだいとの差別		きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。
	心身の状態(健康状態)		精神科への受診歴、相談歴がある。(精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない) アルコール依存(過去も含む)や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。
	気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。
	学校等との関わり		長期にわたる欠席が続く、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和		夫婦間の口論、言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、家族(同居者間の暴力)不和がある。
	住居の状態		家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。
	サポート等の状況		近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。

【その他 気になること、心配なこと】

		☑欄	様子や状況例
※参考事項	経済的な困窮		保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。
	生育上の問題		未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の遅れ(やせ、低身長、歩行や言葉の遅れ等)が見られる。
	複雑な家族構成		親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)
	きょうだいが著しく多い		養育の見直しもないままの無計画な出産による多子
	保護者の生育歴		被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。
	養育技術の不足		知識不足、家事・育児能力の不足
	養育に協力する人の不在		親族や友人などの養育支援者が近くにいない。
	妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産
若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の上	

※不適切な養育状況以外の理由によっても起こる可能性の高い事項のため、注意深く様子を見守り、把握された状況をご相談ください。



## 家庭児童相談室

家庭に関するさまざまな悩み（子育て、ひとり親家庭、女性、家庭の相談）ごとに、専門の相談員が応じています。相談は無料で、秘密は厳守します。児童虐待の通告窓口にもなっています。

■相談時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■電話相談 0952-40-7254

■面接相談 佐賀市役所 こども家庭課 家庭児童相談室

**面談は要予約**

## お問い合わせ先

佐賀市子育て支援部こども家庭課 ☎ **40-7289** E-mail: [kodomo@city.saga.lg.jp](mailto:kodomo@city.saga.lg.jp)